企業会計基準委員会等運営規則

(目的)

第1条 この規則は定款第56条第3項及び第60条第5項に基づき、企業会計基準委員会 (以下「委員会」という。)及び専門委員会について定めるものである。

(委員会の審議事項)

- 第2条 委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - 一 会計基準の調査研究及び開発
 - 二 国際的な基準開発への意見発信
 - 三 委員会の事業計画案及び収支予算案の策定、事業計画の進捗状況及び予算の執行状況のレビュー等委員会の運営に関する事項
 - 四 その他定款第52条第1項に規定する委員会の職務に照らし必要な事項

(副委員長の選任)

- 第3条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、必要と認めたときは、委員会の議 決を経て、委員会に副委員長を置くことができる。
- 2 副委員長は、委員会の委員のうちから、委員長が指名する。

(事業計画の作成、公表)

第 4 条 委員会は、毎事業年度開始前に、委員会に係る事業計画案及び収支予算案を作成 し、理事会に提出するものとする。

(公開期間の短縮)

- 第5条 委員会の議決により公開草案又は論点整理の公開の期間を2ヶ月より短縮する場合には、原則として、公益財団法人財務会計基準機構事務局を通じて適正手続監督委員会の委員全員の確認をとるものとする。確認は、書面又は電磁的書面によって行うことができるものとする。
- 2 前項に加え、公開の期間を1ヶ月より短縮する場合には、委員長が適正手続監督委員会の委員長の確認をとるものとする。

(専門委員会)

- 第6条 専門委員会は、委員会の決議を経て設置するものとする。
- 2 専門委員会は、一定期間開催されず、当面開催が見込まれない場合には、委員会の決議 を経て解散することができる。
- 3 専門委員会の委員(以下「専門委員」という。)の任期は3年とするが、委員会の決議 を経て再任することを妨げない。ただし、連続して3期を限度とする。なお、専門委員が 委員会の委員又は公益財団法人財務会計基準機構の職員である間は在任期間に数えない。
- 4 前項の規定にかかわらず、1期目の任期については、任期満了日が、4月1日から9月

30 日の間に到来する場合には、その直前に到来する 3 月 31 日までとし、10 月 1 日から 3 月 30 日の間に到来する場合には、その直後に到来する 3 月 31 日までとする。

附則

この規則は、2001年(平成13年)9月25日から実施する。

附則 (2004. (平 16.) 8.9 改正) この規則は、2004 年 (平成 16 年) 8月9日から実施する。

附則 (2007. (平 19.) 5.25 改正) この規則は、2007年 (平成 19年) 5月 25日から実施する。

附則 (2009. (平 21.) 2.19 改正) この規則は、2009年 (平成 21年) 12月 10日から実施する。

附則 (2013. (平 25.) 6.14 改正) この規則は、2013 年 (平成 25 年) 6月 14日から実施する。

附則 (2022.11.21 改正)

この規則は、2022年11月21日から実施する。なお、実施日において着任している専門委員について、在任期間が3年未満の場合、実施日に第1期が開始するものとし、同様に、3年以上6年未満の場合は第2期が、6年以上の場合は第3期が開始するものとする。なお、本附則により実施日に開始する任期については、2026年3月31日までとする。

附則 (2023. 12. 27 改正) この規則は、2023 年 12 月 27 日から実施する。